

スーパーサイエンスハイスクール運営指導委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、文部科学省スーパーサイエンスハイスクール実施要項に基づき、千葉市立千葉高等学校のスーパーサイエンスハイスクール運営指導委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、千葉市立千葉高等学校のスーパーサイエンスハイスクールの運営に関し、専門的見地から指導、助言、評価にあたる。

(組織)

第3条 委員会は10名以内の委員をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は次の各号に掲げる者のうちから委嘱又は任命する。

- (1) 学校教育に専門的知見を有する者
- (2) 学識経験者
- (3) 管理機関の職員

2 委員の任期は、1年間とし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長をおく。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって選出する。
- 3 委員長は、会務を整理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、必要があればその職務を代理する。

(事務局)

第6条 委員会に事務局をおき、千葉市教育委員会学校教育部教育改革推進課において所掌する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。